

閲覧用

－皆さんのご意見をお寄せください－

杉並区子ども・子育て支援事業計画（案）について

平成 26 年 12 月

杉並区

## ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

- 平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」(※)に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」といいます。)がスタートします。

新制度では、少子化や核家族化の進行などの子ども・子育てを取り巻く環境変化を踏まえ、全国の区市町村を実施主体として、幼稚園や保育施設のみならず、地域のニーズに応じた総合的な子ども・子育て支援の拡充を計画的に進めることとしています。

(※) 子ども・子育て関連 3 法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- この新制度のスタートを契機として、地域のニーズに応じた就学前の教育・保育施設や各種の地域子ども・子育て支援事業の拡充をより一層、総合的・計画的に推進するため、この度、「杉並区子ども・子育て支援事業計画（案）」を作成しましたので、その内容をお知らせするとともに、区民の皆さんのご意見を伺います。
- ご意見は、郵便、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見提出用紙に書いて、お寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。
- なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（併せて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください（個人情報は一切公表いたしません。）。
- 区では、お寄せいただいたご意見を参考に、計画の策定を進めてまいります。なお、ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成 27 年 4 月頃に広報すぎなみなどで公表する予定です。

【 閱 覧 場 所 】

保健福祉部管理課、子育て支援課、区政資料室（区役所西棟2階）、  
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館、  
福祉事務所、杉並保健所、保健センター、  
区立保育園、区立子供園、児童館、児童青少年センター

※各閲覧場所の休業日を除きます。

※阿佐谷区民事務所・宮前分室・桜上水北分室は12月26日（金）まで、高円寺駅前事務所は12月27日（土）までの閲覧になります。

- ◎ 意見募集期間 平成26年12月1日（月）～平成27年1月5日（月）
- ◎ 意見提出先 子育て支援課 新制度準備担当  
〒166-8570  
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
FAX 03（5307）0686  
E-mail k-sien-k@city.suginami.lg.jp
- ◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>
- ◎ 問合せ先 子育て支援課 新制度準備担当  
TEL 03（3312）2111（代表） 内線1398

## 目 次

### 第1章 計画の基本的な考え方 P2

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け・期間

### 第2章 区における子ども・子育てを取り巻く状況 P5

- 1 人口・世帯等の状況
- 2 就学前の教育・保育施設等の状況

### 第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等 P9

- 1 量の見込みの算出方法
- 2 保育の必要性の認定
- 3 量の見込みとそれに対する確保量等
  - (1) 就学前の教育・保育
    - ① 教育施設（幼稚園、認定こども園（短時間保育）、区立子供園（短時間保育））
    - ② 保育施設（保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業、認可外保育施設等）
  - (2) 地域子ども・子育て支援事業
    - ① 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）
    - ② すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
    - ③ 利用者支援（新規事業）
    - ④ 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）
    - ⑤ 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）
    - ⑥ 延長保育（延長保育事業）
    - ⑦ 病児保育（病児保育事業）
    - ⑧ 小学生対象のファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
    - ⑨ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
    - ⑩ 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）
    - ⑪ 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）

### 第4章 計画の推進に向けて P27

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的

- 我が国では、少子化が急速に進行しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化のほか、都市部を中心に保育の待機児童が多数発生しているなど、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。
- このような中、国は、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」(※1)を制定し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」といいます。)を平成27年度から本格実施することとしました。新制度では、子ども・子育てを取り巻く環境変化を踏まえ、区市町村を実施主体として、幼稚園や保育施設のみならず、地域のニーズに応じた総合的な子ども・子育て支援の拡充を計画的に進めることとしています。
- 区では、これまでも就学前の教育・保育などの子ども・子育て支援の充実に努めてきましたが、新制度の本格実施を契機として、地域のニーズに応じた取組をより一層、総合的・計画的に推進し、将来を担う子どもの健やかな成長を図るため、本計画を策定するものです。

(※1) 子ども・子育て関連3法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 【3法の趣旨】

全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い就学前の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実に努めるもの。

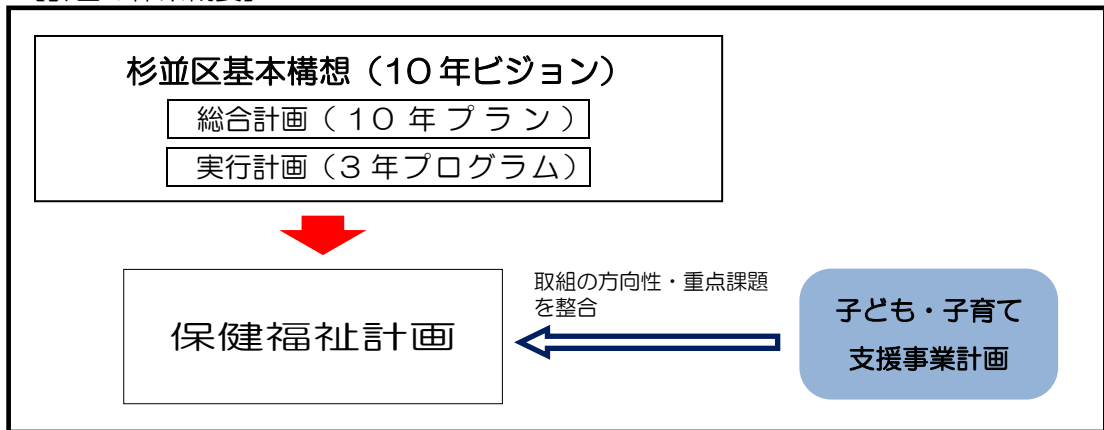
## 2 計画の位置付け・期間

### (1) 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」といいます。)であり、同法第60条の規定に基づき国が定めた「基本指針」を踏まえて策定するものです。

- 本計画では、基本指針に示された支援事業計画の必須記載施設・事業（※2）を中心に、上位計画との整合を図りつつ計画化します。なお、基本指針による任意記載事項となる事業等を含む子ども・子育て施策・事業の全体像については、保健福祉分野の総合的な計画である「保健福祉計画（平成27～31年度）」で明らかにすることとします。

【計画の体系概要】



（※2）子ども・子育て支援事業計画の必須記載施設・事業

就学前の教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園 （3～5歳を対象）</li> <li>○ 認定こども園 （0～5歳を対象とした幼保一体型）</li> <li>○ 保育所 （0～5歳を対象）</li> <li>○ 地域型保育事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模保育 （定員6～19人）</li> <li>・ 家庭的保育 （定員5人以下）</li> <li>・ 事業所内保育 〔 保育所型 定員20人以上 小規模型 定員6～19人 〕</li> <li>・ 居宅訪問型保育 （保護者宅での1対1保育）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 妊婦健康診査（妊娠健康診査事業）</li> <li>② すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）</li> <li>③ 利用者支援〔新規事業〕</li> <li>④ 乳幼児親子のつどいの広場 （地域子育て支援拠点事業）</li> <li>⑤ 乳幼児の一時預かり （一時預かり事業）</li> <li>⑥ 延長保育（延長保育事業）</li> <li>⑦ 病児保育（病児保育事業）</li> <li>⑧ 小学生対象のファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）</li> <li>⑨ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）</li> <li>⑩ 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）</li> <li>⑪ 要保護児童等の支援のための事業 （養育支援訪問事業等）</li> <li>⑫ 実費徴収に係る補足給付事業〔新規事業〕 ・ 低所得者の負担軽減を図るため、保護者が教育・保育施設に支払う実費負担の費用等を助成する事業</li> <li>⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業〔新規事業〕 ・ 民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</li> </ul>

## (2) 計画期間

- 本計画は、平成 27～31 年度までの 5 年間を一期とします。
- なお、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、計画期間の中間年である平成 29 年度を目途に、必要な見直しを行うこととします。

## (3) 区域の設定

- 本計画による就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための区域（※3）は、これまでの実績等を踏まえて、施設や事業の整備・拡充等に当たっては、区が、地域的なバランスを確保するよう必要な調整を図ることが妥当であるため、「区全域を一つの区域」として設定することとします。

### （※3）区域の設定について

・子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づくもので、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域とすることを基本に区市町村の実情に即して設定し、その区域単位で施設及び事業の整備・拡充等を図ることとされている。

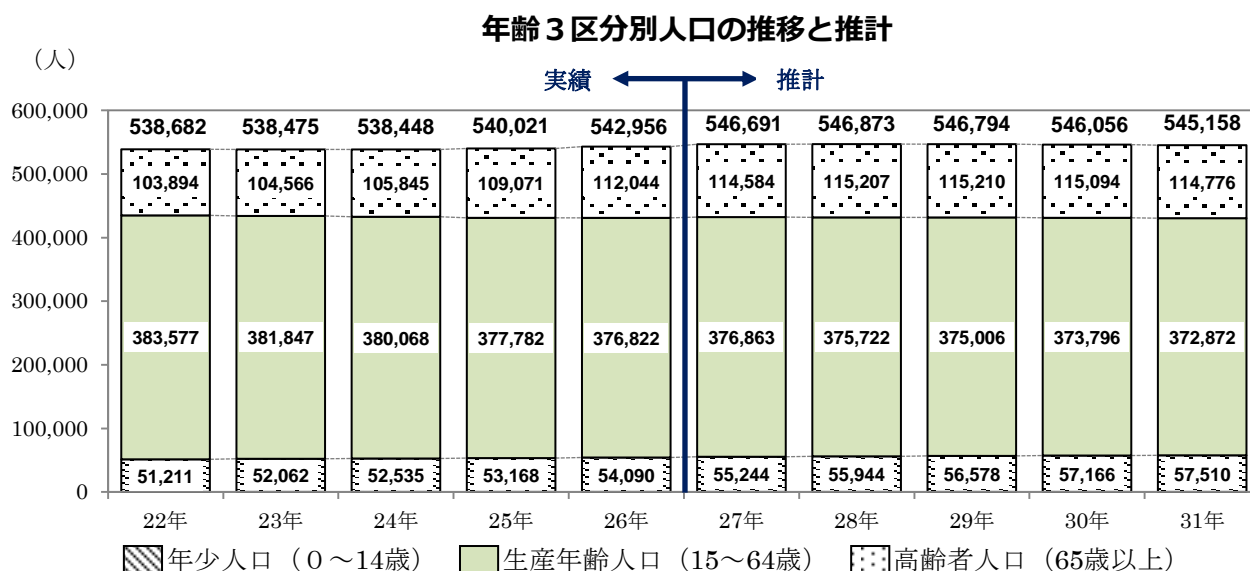
- なお、区域の設定のあり方については、第一期計画（平成 27～31 年度）の実施状況等を踏まえて、今後の計画見直しの際に改めて検討するものとします。

## 第2章 区における子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 人口・世帯等の状況

#### (1) 年齢3区分別人口

区の人口は、平成24年以降増加傾向にありましたが、今後は、平成28年をピークに減少傾向に転じると見込まれます。

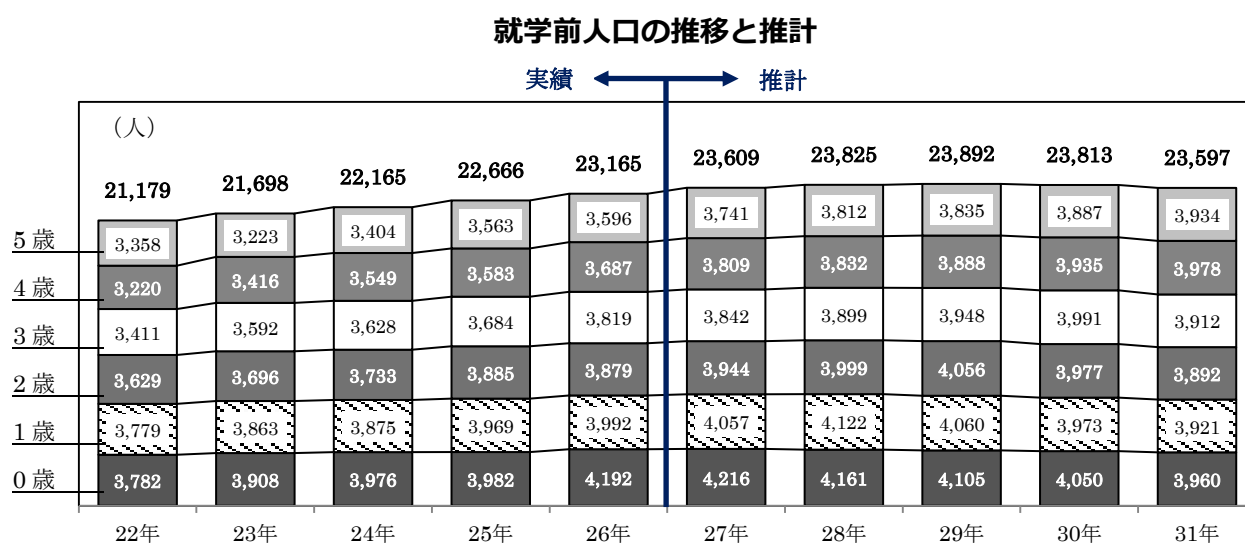


出典：実績：区住民基本台帳(各年1月1日現在。外国人登録者含む。)

推計：区推計

#### (2) 就学前人口

小学校就学前の子どもの人口についても、平成22年以降増加傾向にありましたが、平成29年をピークに減少に転じると見込まれます。



出典：実績：区住民基本台帳(各年1月1日現在。外国人登録者含む。)

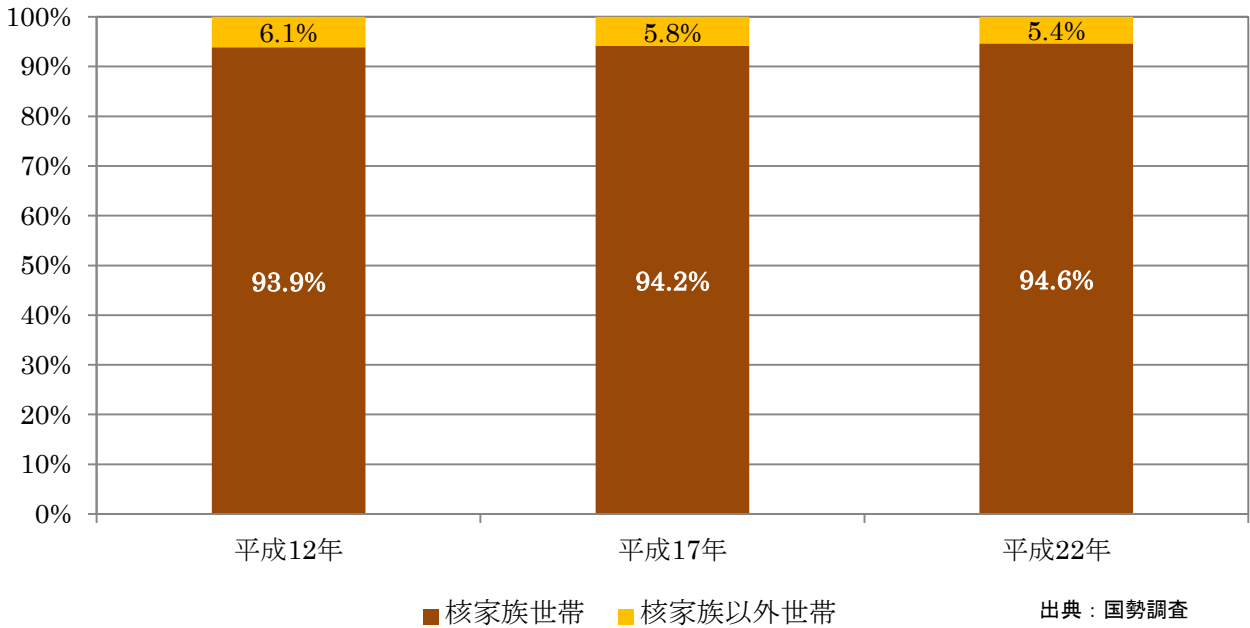
推計：区推計



### (3) 6歳未満の子どものいる世帯の推移

区における6歳未満の子どものいる世帯について、核家族化が進んでいる傾向にあります。

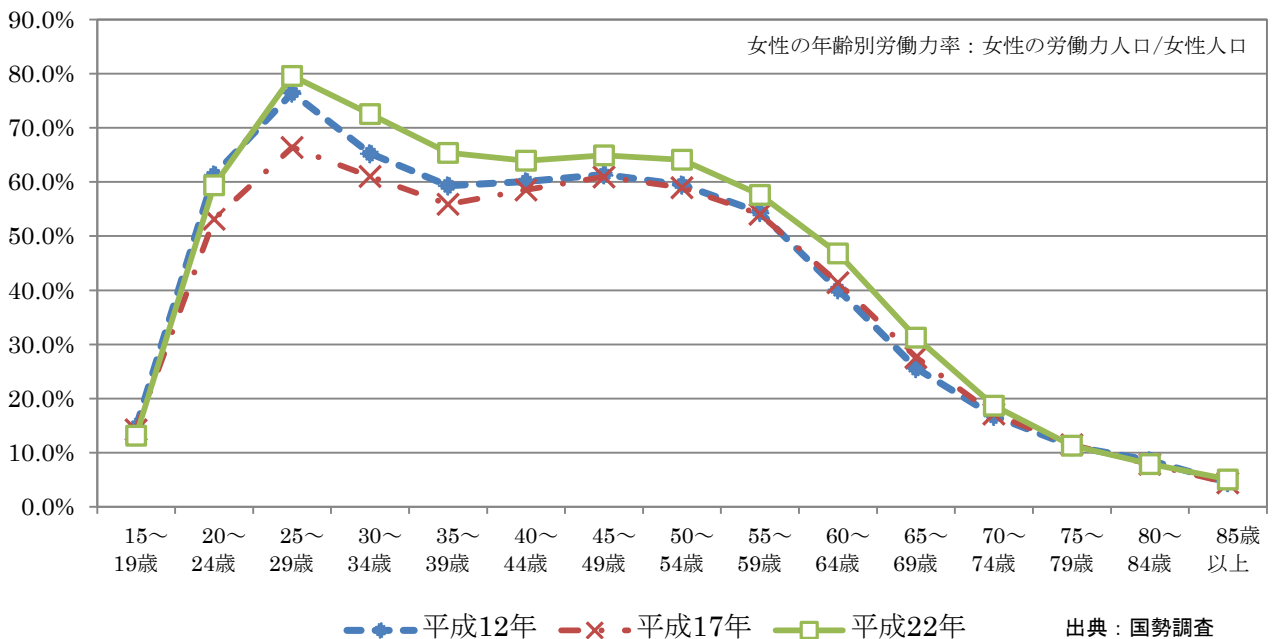
6歳未満の子どものいる世帯タイプの推移



### (4) 女性の年齢別労働力の推移

区における女性の年齢別労働力率（15歳以上の女性人口に占める女性の労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、全体として高まる傾向にあります。

杉並区における女性の年齢別労働力率の推移



## 2 就学前の教育・保育施設等の状況

### (1) 教育施設

平成 26 年度における区内の就学前の教育施設は以下のとおりです。近年では、私立幼稚園数が減少傾向（平成 22 年度：47 園→平成 26 年度：38 園）にあります。

	施設の概要	施設数	定員	在籍児童数	定員充足率
私立幼稚園	3～5 歳児を対象に、幼児教育を実施。	38 園	6,555 人	5,677 人	86.6%
認定こども園 (短時間保育)	0～5 歳児を対象に、幼稚園と保育所両方の利点を活かし、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設。	2 園	354 人	318 人	89.8%
区立子供園 (短時間保育)	保護者の就労形態に関わらず 3～5 歳児を預けることのできる区独自の幼保一体化施設。	6 園	396 人	380 人	96.0%
計		46 園	7,305 人	6,375 人	87.3%

\* 定員は平成 26 年 5 月 1 日現在。

\* 私立幼稚園には幼稚園における長時間預かりは含まない。

### (2) 保育施設

平成 26 年度における区内の保育施設は、以下のとおりです。区では、近年の保育ニーズの増大化・多様化を踏まえた、保育施設の計画的な整備を図っています。

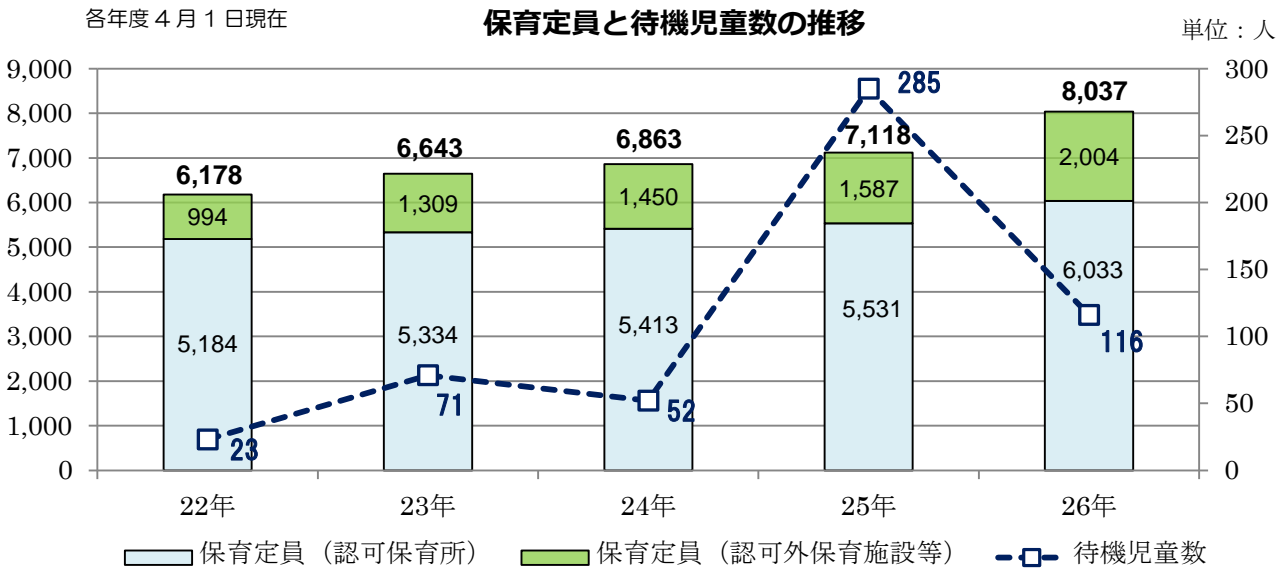
		施設の概要	施設数	定員	在籍児童数
認可保育所	区立	保育を必要とする 0～5 歳児を対象に保育・教育を実施。	43 所	4,016 人	4,021 人
	私立		26 所	2,017 人	1,940 人
認可外保育施設		認証保育所や区保育室など、都や区の独自の保育施設・事業。	67 所	1,644 人	1,432 人
私立幼稚園の長時間預かり		私立幼稚園における長時間の預かり保育事業	4 園	150 人	122 人
認定こども園 (長時間保育)		0～5 歳児を対象に、幼稚園と保育所両方の利点を活かし、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設。	2 園	56 人	58 人
区立子供園 (長時間保育)		保護者の就労形態に関わらず、3～5 歳児を預けることのできる区独自の幼保一体化施設。	6 園	154 人	168 人
計			148 所	8,037 人	7,741 人

\* 定員は平成 26 年 4 月 1 日現在。(認定こども園、区立子供園については平成 26 年 5 月 1 日現在)

\* 認可外保育施設：認証保育所、区保育室、グループ保育室、小規模保育所、家庭福祉員、家庭福祉員グループ

### (3) 保育定員と待機児童数の推移

女性の就業率の高まりを背景に、区内の保育需要は一貫して増加傾向にあり、保育の待機児童の早期解消を図る必要があります。

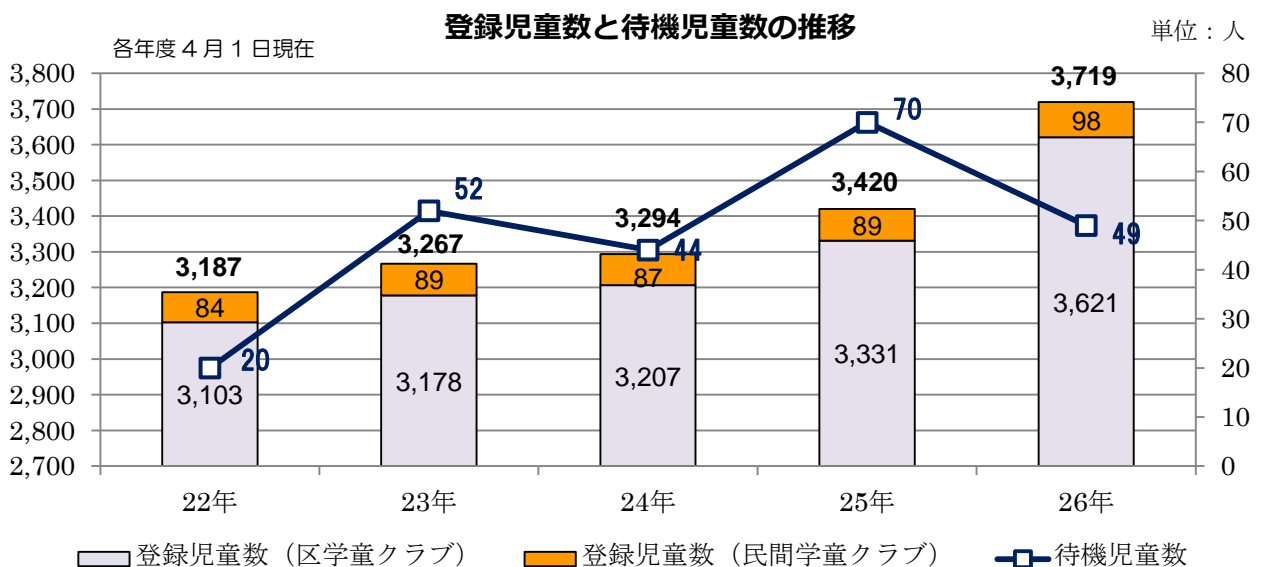


\*待機児童数については、平成 25 年度以降「国の定義」に基づく算定から、やむを得ず育児休業を延長するなどのケースを独自に加えた「より実態に即した算定方法」に変更している。

\*認可外保育施設等：認証保育所、区保育室、グループ保育室、小規模保育所、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、私立幼稚園の長時間預かり、認定こども園（長時間保育）、区立子供園（長時間保育）

### (4) 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移

就学前の保育ニーズは、就学後の学童クラブのニーズにつながっていくことから、学童クラブの待機児童対策も重要な課題です。



\*区内には、区の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に該当する民間学童クラブが現在 2 か所ある。

## 第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等

### 1 量の見込みの算出方法

- 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、次のとおり「子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、その結果や就学前人口の推計値（区推計（※4））等を踏まえて、計画期間（平成27～31年度）における各年度の見込み量を算出しています。
- このニーズ調査結果等に基づく量の見込みは、これまでの実績と比較して総じて高い数値となっていることが国においても指摘されていますが、いわゆる潜在的な需要が含まれていると考えられることから、区では基本的に特段の補正は行いません。その上で、今後の各施設・事業の利用状況等の推移を踏まえつつ、確保策の適切な推進を図っていくこととします。

#### 《ニーズ調査等の概要》

##### (1) 調査対象及び調査件数

調査対象	調査件数
就学前の子どもの保護者	4,200人
小学生の保護者	4,200人

##### (2) 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

##### (3) 調査方法：郵送配布・郵送回収

##### (4) 実施時期

- ・ 調査票の発送 平成25年12月9日
- ・ 調査票の回答期限 平成25年12月24日

##### (5) 主な調査項目

- ・ 保護者の就労状況及び今後の就労希望
- ・ 幼稚園や保育園・学童クラブ等の利用状況及び今後の利用希望
- ・ 乳幼児親子のつどいの場の利用状況及び今後の利用希望

##### (6) 回答者数及び回答率

調査対象	回答者数及び回答率
就学前の子どもの保護者	2,463人(58.6%)
小学生の保護者	1,971人(46.9%)

##### (7) 量の見込みの算出方法

- ・ 各施設・事業について、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月）に基づいて算出した量の見込みを基本に調整・算出

(※4) 計画期間内における就学前人口の推計（各年4月1日現在）

	27年	28年	29年	30年	31年
0歳	4,203	4,149	4,093	4,038	3,948
1歳	4,053	4,118	4,056	3,969	3,917
2歳	3,948	4,003	4,060	3,981	3,896
3歳	3,846	3,903	3,952	3,995	3,916
4歳	3,836	3,859	3,915	3,963	4,006
5歳	3,767	3,839	3,862	3,914	3,962
計	23,653	23,871	23,938	23,860	23,645

## 2 保育の必要性の認定

- 新制度では、就学前の教育・保育を希望する保護者の申請を受け、区が定めた基準（保育の必要性の認定に関する規則）に基づき、施設の利用手続きに先立ち、次の認定区分により保育の必要性及び必要量を認定することとなります。

認定区分	対象となる子ども	教育・保育時間（保育の必要量）
1号認定	3～5歳で教育を希望する子ども（保育の必要性なし）	教育標準時間
2号認定	3～5歳で「保育が必要な事由」（※5）に該当する子ども	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）
3号認定	0～2歳で「保育が必要な事由」に該当する子ども	保育標準時間（11時間） 保育短時間（8時間）

(※5) 保育が必要な事由

- ・就労（1か月において48時間以上労働することを常態とすること）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居または長期入院している親族の介護・看護
- ・災害復旧にあたる場合
- ・求職活動（起業準備を含む）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- ・その他、上記に類する状態として区が認める場合

- 本計画において、教育・保育の量の見込みとそれに対する確保量の算定に当たっては、次のとおり認定区分と利用施設（確保策）を整理しています。

認定区分		利用施設（確保策）
1号認定	3～5歳で教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
2号認定	3～5歳で「保育が必要な事由」に該当するが、教育の利用希望が強い子ども（2号認定（教育希望））	幼稚園 認定こども園（長時間保育）
	3～5歳で「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する子ども（2号認定（保育希望））	保育所 認定こども園（長時間保育）
3号認定	0～2歳で「保育が必要な事由」に該当する子ども	保育所 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業（※6）

（※6）地域型保育事業について

●家庭的保育

家庭的な雰囲気の下で少人数（定員5名以下）を対象に保育を実施する事業です。

●小規模保育

認可保育所に比べ小規模な環境（定員6～19名）で、保育を実施する事業です。定員等の違いなどでA・B・Cの3類型があります。

A型＝認可保育所の分園型

B型＝A型とC型の中間型

C型＝家庭的保育のグループ（集合）型

●事業所内保育

区内の事業所が自社の従業員の子どもの保育を行っている保育所で、地域の子どもも一緒に受け入れて保育を行う事業です。保育所型（定員20名以上）と小規模型（定員6～19名）があります。

●居宅訪問型保育

病気や障害などの理由から、保育所等での集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行う事業です。

### 3 量の見込みとそれに対する確保量等

#### (1) 就学前の教育・保育

#### ① 教育施設（幼稚園、認定こども園（短時間保育）、区立子供園（短時間保育））

##### 【事業実績等】

- 区内における就学前の教育施設の利用状況は、以下のとおり推移しています。

各年5月1日現在

	24年度	25年度	26年度
私立幼稚園	5,519人	5,711人	5,677人
認定こども園（短時間保育）	322人	328人	318人
区立子供園（短時間保育）	417人	388人	380人
計	6,258人	6,427人	6,375人

\* 私立幼稚園については、長時間預かりの在籍児童数を除く。

##### 【量の見込みとそれに対する確保量】

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み	計①	6,173人	6,067人	6,005人	5,924人	5,823人	
	内訳	1号認定	4,714人	4,682人	4,636人	4,562人	4,484人
		2号認定（教育希望）	1,459人	1,385人	1,369人	1,362人	1,339人
確保量	計②	7,410人	7,262人	7,162人	7,102人	7,102人	
	内訳	幼稚園、子供園	635人	682人	682人	682人	682人
		その他（※7）	6,775人	6,580人	6,480人	6,420人	6,420人
差引	②-①	1,237人	1,195人	1,157人	1,178人	1,279人	

（※7）その他について

- ・当面、新制度に移行せず、現在の制度である私学助成等による運営を継続する幼稚園が該当する。

##### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 計画期間内の各年度とも、量の見込みを上回る確保量となります。
- 一方で、この間、廃園となる私立幼稚園が出てきていることから、今後とも、個々の状況に応じた支援等を図っていく必要があります。
- 今後の認定こども園の普及・推進については、私立幼稚園運営事業者の意向等を踏まえつつ、移行に向けた相談・支援を図っていきます。また、引き続き区教育委員会並びに区内の教育・保育施設等と連携を図りながら、就学前教育の充実に努めていきます。

## ② 保育施設等（保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業、認可外保育施設等）

### 【事業実績等】

- 区内における保育施設の利用状況（在籍児童数）は、以下のとおり推移しています。
- 区では、この間の増大・多様化する保育ニーズに迅速かつ的確に対応するため、認可保育所（保育所）のみならず、認証保育所や区保育室、家庭福祉員など、多様な保育施設等を整備してきました。今後の確保量については、これらの認可外保育施設等も含めて算出します。

### 【施設類型別実績】

各年4月1日現在

	24年度	25年度	26年度
認可保育所	5,415人	5,571人	5,961人
認可外保育施設	1,121人	1,224人	1,432人
私立幼稚園の長時間預かり	65人	89人	122人
認定こども園（長時間保育）	53人	52人	58人
区立子供園（長時間保育）	96人	134人	168人
計	6,750人	7,070人	7,741人

\* 認可外保育施設：認証保育所、区保育室、グループ保育室、小規模保育所、家庭福祉員、家庭福祉員グループ

### 【歳児別実績】

各年4月1日現在

		24年度	25年度	26年度
0～2歳	計	3,231人	3,330人	3,715人
	認可保育所	2,322人	2,360人	2,564人
	認可外保育施設	909人	970人	1,151人
3～5歳	計	3,519人	3,740人	4,026人
	認可保育所	3,093人	3,211人	3,397人
	認可外保育施設	212人	254人	281人
	私立幼稚園の長時間預かり	65人	89人	122人
	認定こども園（長時間保育）	53人	52人	58人
	区立子供園（長時間保育）	96人	134人	168人
計		6,750人	7,070人	7,741人

\* 認可外保育施設：認証保育所、区保育室、グループ保育室、小規模保育所、家庭福祉員、家庭福祉員グループ



【量の見込みとそれに対する確保量】

ア. 0～2歳

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み	計①	4,890人	5,137人	5,225人	5,124人	5,031人	
	内訳	3号認定(0歳)	778人	768人	757人	747人	730人
		3号認定(1・2歳)	4,112人	4,369人	4,468人	4,377人	4,301人
確保量	計②	4,250人	5,154人	5,469人	5,690人	5,732人	
	内訳	認可保育所	2,919人	3,393人	3,708人	3,929人	3,971人
		地域型保育事業	73人	224人	224人	224人	224人
		その他(※8)	1,258人	1,537人	1,537人	1,537人	1,537人
差引	②-①	△640人	17人	244人	566人	701人	

(※8) 認可外保育施設：認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ

イ. 3～5歳

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み	2号認定 (保育希望) ①	4,061人	4,629人	5,238人	5,835人	5,942人	
確保量	計②	4,708人	5,429人	5,859人	6,148人	6,226人	
	内訳	認可保育所	4,085人	4,706人	5,136人	5,425人	5,503人
		その他(※9)	623人	723人	723人	723人	723人
差引	②-①	647人	800人	621人	313人	284人	

(※9) 認可外保育施設：認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 今後の保育施設等の整備に当たっては、引き続き、ニーズの高い認可保育所を核とした整備を着実に進めていきます。
- 平成27年度は、0～2歳児の確保量が不足するため、認可保育所の定員弾力化及び余裕スペースを活用した保育の実施等の手立てを講じていく考えです。なお、ニーズ調査結果に基づく量の見込みでは、特に0～2歳児の必要量が高い数値となっている(※10)ため、今後の利用状況等の推移を踏まえつつ施設整備を図っていきます。

(※10) 0～2歳児の保育の必要量について

- ・平成26年度における0～2歳児の保育の必要量(実績値：入所児童数+待機児童数)は、3,825人(0～2歳児人口の約32%)でしたが、ニーズ調査に基づく平成27年度の必要量は、4,890人(同様に約40%)となっています。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ① 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）

#### 【事業実績等】

- この事業は、妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中に適時必要な医学的検査を実施するものです。
- 平成 24 年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度（見込み）
受診対象者数	5,033 人	5,114 人	5,300 人

#### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	5,184 人	5,113 人	5,045 人	4,933 人	4,828 人
確保量 ②	5,184 人	5,113 人	5,045 人	4,933 人	4,828 人
差引 ②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 今後とも、妊婦健康診査対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携による健診体制の下、妊婦の健康の保持・増進を図っていきます。

## ② すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

### 【事業実績等】

- この事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健センターの保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び相談・助言などを行うものです。
- 平成24年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	24年度	25年度	26年度（見込み）
訪問者数	4,141人	4,247人	4,400人

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み ①	4,345人	4,286人	4,229人	4,135人	4,047人
確保量 ②	4,345人	4,286人	4,229人	4,135人	4,047人
差引 ②－①	0人	0人	0人	0人	0人

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 今後とも、主任児童委員等との連携を図りながら、保健センターの保健師等の専門職による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつ等の早期発見・対応や育児不安の解消・軽減を図っていきます。

### ③ 利用者支援（新規事業）

#### 【事業実績等】

- この事業は、身近な地域で就学前の教育・保育や各種の子育て支援事業の利用相談・情報提供等を実施するとともに、関係機関等との連絡調整を行うもので、新制度において新たに位置付けられたものです。

#### 【量の見込みとそれに対する確保量】

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み ①	5か所	6か所	6か所	7か所	7か所
確保量 ②	5か所	6か所	6か所	7か所	7か所
差引 ②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

#### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 区はこれまで、区役所はもとより、子ども家庭支援センターや保健センター、児童館などで子育て支援事業の情報提供等を行ってきましたが、今後は、新制度の実施を踏まえ、身近な地域における新たな子育て支援拠点となる「(仮称)子どもセンター」を段階的・計画的に整備していく考えです。
- 計画期間内には、「区立施設再編整備計画」(平成26年3月策定)に基づき、保健センター内へ5か所整備(平成27年度)するほか、施設再編後の児童館施設を活用した2か所の整備を計画しています。

## ④ 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）

### 【事業実績等】

- この事業は、乳幼児とその保護者が相互に交流する場所を開設し、親子遊びや子育てについての相談・情報提供などを行うものです。
- 区では、2つの事業を実施しており、利用状況は以下のとおりです。

	24年度	25年度	26年度 (見込み)
<b>つどいの広場（5か所）</b> ・ひととき保育（一時預かり）に併設し、地域の子育て支援団体が運営しています。	15,120人	14,053人	15,600人
<b>ゆうキッズ（41か所）</b> ・児童館で実施しており、地域の協力を得て多様なプログラムや子育て講座を実施しています。	368,498人	370,904人	365,000人
<b>計</b>	<b>383,618人</b>	<b>384,957人</b>	<b>380,600人</b>

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<b>量の見込み ①</b>		425,280人	427,572人	425,470人	417,777人	409,827人
<b>確保量</b>	<b>計 ②</b>	440,510人	448,070人	448,070人	455,630人	455,630人
	つどいの広場	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	ゆうキッズ	41か所	41か所	41か所	41か所	41か所
<b>差引 ②-①</b>		15,230人	20,498人	22,600人	37,853人	45,803人

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 計画期間内には、「区立施設再編整備計画」（平成26年3月策定）に基づき、平成28・30年度に各1か所ずつ、施設再編後の児童館施設を活用した（仮称）子どもセンターを整備するに当たり、乳幼児親子のつどいの場の拡充を計画しています。
- 今後とも、身近な地域で乳幼児親子が気軽に集い交流することを通して、子育てに対する不安や孤立感を軽減し、安心して子育てができるよう事業の充実を図っていきます。

## ⑤ 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）

### （1）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

#### 【事業実績等】

- この事業は、幼稚園がその在園児を対象に、当該保護者のリフレッシュ等のために不定期の一時預かりを行うものです。
- 平成 24 年度以降の区内私立幼稚園における事業実績は次のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度（見込み）
延べ利用園児数	119,430 人	146,000 人	146,000 人

#### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	94,956 人	96,216 人	97,279 人	98,463 人	98,635 人
確保量 ②	146,000 人	146,000 人	138,748 人	138,096 人	138,096 人
差引 ②－①	51,044 人	49,784 人	41,469 人	39,633 人	39,461 人

#### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 平成 26 年度では、区内の私立幼稚園・認定こども園 40 園中 34 園が事業を実施しており、区は今後とも、個々の施設の実情を踏まえつつ、保護者のニーズに即した事業の充実が図られるよう取り組んでいきます。

### （2）幼稚園における在園児を対象とした定期預かり

#### 【事業実績等】

- この事業は、増加傾向にある保育需要への対応の一環として、幼稚園がその在園児を対象に定期の長時間預かり（18 時 30 分まで）を行うものです。
- 平成 24 年度以降の区内の私立幼稚園における事業実績は、次のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度（見込み）
延べ利用園児数	15,054 人	21,855 人	28,560 人

#### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	31,815 人	31,254 人	32,463 人	32,905 人	33,059 人
確保量 ②	50,820 人	50,820 人	50,820 人	50,820 人	50,820 人
差引 ②－①	19,005 人	19,566 人	18,357 人	17,915 人	17,761 人

**【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】**

- 平成 26 年度は 4 園の私立幼稚園で事業を実施しており、区では今後とも、個々の施設の実情を踏まえつつ、社会資源を有効活用した保育需要への対応を図る観点から、当該事業の拡充を図っていきます。

**(3) 地域における一時預かり**

**【事業実績等】**

- この事業は、保護者の事情（病気、冠婚葬祭、育児中のリフレッシュ等）により、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を、主として昼間に一時的に預かるものです。
- 区では主に 3 つの事業を実施しており、利用状況は以下のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度 (見込み)
<b>ひととき保育</b> ・区施設の一部などで、地域の子育て支援団体等が運営しています。	25,922 人	27,388 人	27,100 人
<b>一時保育</b> ・区立保育園（認可保育所）のうち、4 か所に設置している子育てサポートセンターと私立認可保育所で実施しています。	6,684 人	7,498 人	7,800 人
<b>ファミリー・サポート・センター</b> ・一時預かりを希望する保護者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動事業です。	5,428 人	4,910 人	3,200 人
<b>計</b>	<b>38,034 人</b>	<b>39,796 人</b>	<b>38,100 人</b>

**【量の見込みとそれに対する確保量】**

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
<b>量の見込み ①</b>		73,507 人	74,191 人	74,398 人	74,164 人	73,487 人
<b>確保量</b>	<b>計 ②</b>	65,310 人	71,410 人	71,410 人	76,210 人	76,210 人
	<b>内訳</b>					
	ひととき保育・一時保育	60,400 人	66,500 人	66,500 人	71,300 人	71,300 人
	ファミリー・サポート・センター	4,910 人	4,910 人	4,910 人	4,910 人	4,910 人
<b>差引</b>	<b>②-①</b>	<b>△8,197 人</b>	<b>△2,781 人</b>	<b>△2,988 人</b>	<b>2,046 人</b>	<b>2,723 人</b>

**【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】**

- 平成 27 年度以降、確保量が不足する結果となっており、「区立施設再編整備計画」（平成 26 年 3 月策定）に基づき、施設再編後の児童館施設を活用した（仮称）子どもセンターを整備（平成 28・30 年度）するに当たり、一時預かりの拡充を計画しています。

## ⑥ 延長保育（延長保育事業）

### 【事業実績等】

- この事業は、保育の必要性の認定（2号・3号）を受け、保育所等を利用している乳幼児に対して、通常の利用時間の前後に当該保育所等での保育を行うものです。
- 区では、区立・私立認可保育所等において延長保育を実施しており、平成 24 年度以降の事業実績は次のとおりです。

各年 4 月分

	24 年度	25 年度	26 年度
実施施設数	54 所	56 所	66 所
延べ利用乳幼児数	689 人	724 人	733 人

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	1,159 人	1,264 人	1,354 人	1,418 人	1,419 人
確保量 ②	1,500 人	1,700 人	1,800 人	1,900 人	1,900 人
差引 ②－①	341 人	436 人	446 人	482 人	481 人

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 区では、今後とも、保護者のニーズの高い認可保育所を核とした保育施設の整備を図る考えであり、これらの施設において延長保育を実施することにより、各年度の量の見込みに対応したサービス量を確保していきます。



## ⑦ 病児保育（病児保育事業）

### 【事業実績等】

- この事業は、保育所等に通う乳幼児が、病気や怪我により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で保育できない場合に、病院等に付設した専用スペースで一時的に保育を行うものです。
- 区では、区内の医療機関と連携して病児保育（1 か所）を実施しており、平成 24 年度以降の事業実績は次のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度（見込み）
延べ利用乳幼児数	1,537 人	1,882 人	2,100 人

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	3,862 人	4,044 人	4,206 人	4,311 人	4,289 人
確保量 ②	4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	5,000 人
差引 ②－①	138 人	△44 人	△206 人	△311 人	711 人

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 区では、この間の病児保育の利用が増加傾向にあることから、既設の1 か所に加え、平成 27 年度に1 か所で新規実施することとしています。平成 31 年度には、更に1 か所増設する考えであり、ニーズに応じた事業の充実に努めていきます。

## ⑧ 小学生対象のファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

### 【事業実績等】

- この事業は、子育て中の保護者を対象に、放課後や通院等の際の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行うものです。
- 平成 24 年度以降における小学生を対象とした事業実績は、次のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度（見込み）
延べ利用児童数	3,177 人	3,472 人	3,600 人

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	5,799 人	5,818 人	5,976 人	6,250 人	6,428 人
確保量 ②	3,700 人	4,700 人	5,300 人	5,900 人	6,500 人
差引 ②－①	△2,099 人	△1,118 人	△676 人	△350 人	72 人

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 平成 27 年度以降、確保量が不足する結果となっているため、平成 28 年度以降、利用状況等の推移を踏まえつつ、適宜、援助の担い手の拡大等に取り組んでいきます。

## ⑨ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 【事業実績等】

- この事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学中の児童に対し、放課後や長期休業中における適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図るもので、新制度の実施に伴い、児童福祉法に定める利用対象が従来の「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大されます。
- 区では、これまで、原則として小学 4 年生までを対象に児童館内や小学校内における学童クラブを実施してきており、平成 24 年度以降の事業実績は次のとおりです。

各年 4 月 1 日現在

		24年度	25年度	26年度
区学童クラブ	登録児童数	3,207 人	3,331 人	3,621 人
区内民間学童クラブ		87 人	89 人	98 人
計		3,294 人	3,420 人	3,719 人

\*区基準と同等以上の民間学童クラブ（2所）

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み	計 ①	4,009 人	4,158 人	4,283 人	4,381 人	4,477 人	
	内容	1～4年生	3,781 人	3,934 人	4,052 人	4,133 人	4,224 人
		5・6年生	228 人	224 人	231 人	248 人	253 人
確保量	計 ②	4,398 人	4,415 人	4,467 人	4,573 人	4,622 人	
	内容	区学童クラブ	4,313 人	4,330 人	4,382 人	4,488 人	4,537 人
		民間学童クラブ	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人
差引	②-①	389 人	257 人	184 人	192 人	145 人	

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 区では、「区立施設再編整備計画」（平成 26 年 3 月策定）に基づき、今後の区学童クラブは、小学校内に移設・整備することを基本としており、これを段階的・計画的に進める中で、学童クラブ需要に応じた育成スペースの確保と事業の充実を図っていきます。なお、それまでの間は、必要に応じて既存の児童館内学童クラブの育成スペースの拡充等を着実に進めていきます。

## ⑩ 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

### 【事業実績等】

- この事業は、保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設などで必要な保護を行うものです。
- 区では、そうした状況にある 0～12 歳の児童を対象とした「子どもショートステイ」を実施し、区内の児童養護施設及び乳児院で宿泊を伴う一時的な保護を行っています。
- 平成 24 年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度（見込み）
延べ利用人数	492 人	685 人	800 人

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	3,144 人	3,171 人	3,182 人	3,171 人	3,142 人
確保量 ②	2,920 人	2,920 人	2,920 人	3,650 人	3,650 人
差引 ②－①	△224 人	△251 人	△262 人	479 人	508 人

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 平成 27～29 年度は、確保量が不足するため、平成 30 年度に向けて事業規模を拡大していく考えです。なお、この間の事業実績よりもかなり高い量の見込みとなっていることから、今後の利用実績等の推移を踏まえつつ対応を図っていきます。

## ⑪ 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）

### 【事業実績等】

- この事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するものです。
- 区では、子ども家庭支援センター及び保健センターの職員がこれらの家庭を訪問することに加えて、必要に応じて家事援助や専門相談を行う要支援家庭育児支援ヘルパー事業による訪問支援を行っています。
- 平成 24 年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	24 年度	25 年度	26 年度（見込み）
延べ訪問人数	3,540 人	4,735 人	4,800 人

### 【量の見込みとそれに対する確保量】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み ①	4,884 人	4,944 人	5,002 人	5,041 人	5,075 人
確保量 ②	4,884 人	4,944 人	5,002 人	5,041 人	5,075 人
差引 ②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### 【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 今後とも、子ども家庭支援センター及び保健センターの職員のほか、民生児童委員等の協力を得て、養育支援が特に必要な家庭に対して、妊娠・出産期から子育てまでを通したつながりのある支援を図っていきます。

## 第4章 計画の推進に向けて

- 計画を推進するに当たっては、本計画のほか、引き続き新制度についての区民周知に努めるとともに、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の担い手となる事業者との連携をより一層図りつつ、事業の安定的な運営及び質の確保を図っていくことが重要です。
- また、区が実施主体となる新制度の円滑な実施のためには、国や東京都の広域的な立場からの支援が不可欠であることから、今後とも機会を捉えて、制度面・財政面を含めた意見・要望を伝えていく必要があります、これらの取組を適時適切に進めていきます。
- 本計画の策定に際しては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく区長の附属機関として設置した「杉並区子ども・子育て会議」（学識経験者、子育て中の保護者、教育・保育施設の事業者、子育て支援団体の関係者などで構成）の意見を踏まえて計画づくりを進めました。このことを踏まえ、今後も、計画の着実な推進を図るため、同会議の意見を聴きながら毎年度における計画の進捗状況を点検・評価し、各年度の当初予算編成等を通して、必要な措置を講じていくこととします。

## ご意見をお寄せください

### ～ 子ども・子育て支援事業計画（案）について ～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

#### 1 杉並区内にお住まいの方

お名前：	ご住所
------	-----

#### 2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先	
学校名	所在地

#### 3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

#### 【ご意見をご記入ください】

【提出方法】 ご記入後、この用紙を受け取られた窓口に直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。Eメールでもご意見をお受けしています。また、区公式ホームページの「電子掲示板」にご意見を書き込むこともできます。なお、「電子掲示板」を初めてご利用される場合は、事前登録が必要になります。

☆ 期 限 平成27年1月5日（月）必着  
☆ 提出先 子育て支援課 新制度準備担当  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
電 話 03（3312）2111（代表） 内線1398  
FAX 03（5307）0686  
E-mail k-sien-k@city.suginami.lg.jp  
区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎ ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成27年4月頃に広報すぎなみなどで公表する予定です。